

くると訪問看護ステーションは「訪問看護医療 DX 活用加算」を算定しています

2024 年の診療報酬改定により、当ステーションは地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理をおこないます。

これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算とした定められた額を所定額に加算します。

（新）訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

こちらの加算に対する当ステーションでの取組内容は以下のとおりです。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用をオンライン請求いたします。
2. 医療保険情報をオンライン資格確認にておこなう体制を導入いたします。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用することでより質の高いサービスを提供いたします。
4. 上記の提示事項についてウェブサイトに掲載しております。

資格情報の提供について

資格情報の提供は患者様および代理人の同意に基づいておこなわれます。

同意なしにオンライン資格確認をおこなうことはありません。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解とご協力をお願いいたします。